明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告　示〕
○特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（国土交通七七一）　一
○超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件の一部を改正する件（同七七二）　三
○損傷限界変位等を計算する方法並びに屋根ふき材等及び外壁等の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件の一部を改正する件（同七七三）　四
○免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する件（同七七四）
○プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する件（同七七五）
○エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算を定める件の一部を改正する件（同七七六）
○建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部を改正する件（同七七七）
○建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件の一部を改正する件（同七七八）
○確認審査等に関する指針の一部を改正する件（同七七九）

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人農業者年金基金平成二十四事業年度決算等、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百二十一条の二の規定に基づく認定、独立行政法人都市再生機構、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会裁決・懲戒の処分関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行政死亡人関係
会社その他
会社決算公告

## 告示

### ○国土交通省告示第七百七十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十九条第三項の規定に基づき、特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を次のように定める。

平成二十五年八月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十九条第三項の規定に基づき、特定天井を第二に、特定天井の構造方法を第三に定める。

第一　この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　吊り天井　天井のうち、構造耐力上主要な部分又は支持構造部（以下「構造耐力上主要な部分等」という。）から天井面構成部材を吊り材により吊り下げる構造の天井をいう。

二　天井材　天井面構成部材、吊り材、斜め部材その他の天井を構成する材料をいう。

三　天井面構成部材　天井面を構成する天井板、天井下地材及びこれに附属する金物をいう。

四　天井面構成部材等　天井面構成部材並びに照明設備その他の建築物の部分又は建築物に取り付けるもの（天井材以外の部分のみで自重を支えるものを除く。）であって、天井面構成部材に地震その他の震動及び衝撃により生ずる力を負担させるものをいう。

五　吊り材　吊りボルト、ハンガーその他の構造耐力上主要な部分等から天井面構成部材を吊るための部材をいう。

六　斜め部材　地震の震動により天井に生ずる力を構造耐力上主要な部分等に伝達するために天井面に対して斜めに設ける部材をいう。

七　吊り長さ　構造耐力上主要な部分（支持構造部から吊り下げる天井で、支持構造部が十分な剛性及び強度を有する場合にあっては、支持構造部）で吊り材が取り付けられた部分から天井面の下面までの鉛直方向の長さをいう。

第二　特定天井

特定天井は、吊り天井であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの

二　高さが六メートルを超える天井の部分で、その水平投影面積が二百平方メートルを超えるものを含むもの

三　天井面構成部材等の単位面積質量（天井面の面積の一平方メートル当たりの質量をいう。以下同じ。）が二キログラムを超えるもの

第三　特定天井の構造方法

特定天井の構造方法は、次の各号の基準に適合するものとする。

一　天井面構成部材等の単位面積質量は、二十キログラム以下とすること。

二　天井材（グラスウール、ロックウールその他の軟質な繊維状の材料から成る単位面積質量が四キログラム以下の天井板で、他の天井面構成部材に適切に取り付けられているものを除く。）は、ボルト接合、ねじ接合その他これらに類する接合方法により相互に緊結すること。

三　支持構造部は十分な剛性及び強度を有するものとし、建築物の構造耐力上主要な部分に緊結すること。

四　吊り材には日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ａ六五一七（建築用鋼製下地（壁・天井）―二〇一〇に定めるつりボルトの規定に適合するもの又はこれと同等以上の引張強度を有するものを用いること。

五　吊り材及び斜め部材（天井材に緊結するものを除く。）は、埋込みインサートを用いた接合、ボルト接合その他これらに類する接合方法により構造耐力上主要な部分等に緊結すること。

六　吊り材は、天井面構成部材を鉛直方向に支持し、かつ、天井面の面積が一平方メートル当たりの平均本数を一本（天井面構成部材等の単位面積質量が六キログラム以下のものにあっては、〇・五本）以上とし、釣合い良く配置しなければならない。